

# 障害児通所支援事業所等における 安全確保の徹底について

令和6年3月  
青森県健康福祉部障害福祉課

# 安全確保に関する取組の概要

	項目	対象	内容	経過措置期間	義務化 (経過措置終了)	
1	安全計画の策定等	全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設	<p>◎事業所等の安全点検、従事者・障害児に対する事業所内外での生活や活動における安全に関する指導、従業者の研修や訓練等についての計画を策定。</p> <p>◎従業者、保護者への計画の周知。</p> <p>◎従業者への研修、訓練の定期的な実施。</p> <p>◎計画の定期的な見直し。</p>	R5.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～	
2	自動車を運行する場合の所在の確認	乗降車時の障害児の所在確認	全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設	◎送迎や所外活動の際に自動車を運行する場合、障害児の乗降車時、点呼等により所在確認を行う。	なし	R5.4.1～
		送迎車両の安全装置の設置	児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス	◎送迎用車両(要件有)を日常的に運航する場合、ブザー等の安全装置(国が定めるガイドラインに適合したもの)を設置して障害児の所在確認を行う。	R5.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～

# 安全計画の策定等

(対象:全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

## 1 安全計画の策定

○事業所等は、各年度において当該年度が始まる前に、次の内容についての年間スケジュール（安全計画）を定めること。

- ・事業所の設備等（備品、遊具陶冶防火設備、避難経路）の安全点検
- ・事業所外での活動等を含む事業所での活動、取組等における従業者や児童に対する安全確保のための指導
- ・従業者への各種訓練や研修
- ・その他事業所の安全に関する事項

○安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をすべきか」を整理し、必要な取組を盛り込むこと。

### 【参考】

- ・「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」  
令和5年7月4日付けこども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡

## 安全計画の策定等

(対象:全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

### 2 従業者に対する安全計画の周知及び研修・訓練の実施

○従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。

- ・避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行う。
- ・救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的に受け、事業所内でも訓練を行う。
- ・不審者の侵入を想定した実践的な訓練、119番の通報訓練を行う。
- ・自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は常勤職員だけでなく非常勤職員も含め全従業者が受講する。

#### 【参考】

- ・「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」  
令和5年7月4日付けこども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡

## 安全計画の策定等

(対象:全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

### 3 保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知

○障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知する。

- ・ 児童が家庭でも安全を学ぶ機会を確保するよう保護者へ依頼。
- ・ 保護者に対し、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容を説明・共有する。
- ・ 児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組内容について、公表しておくことが望ましい。

### 4 定期的な安全計画の見直し・変更

○定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

#### 【参考】

- ・ 「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」  
令和5年7月4日付けこども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡

## 自動車を運行する場合の所在の確認 (対象:全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

### 1 乗降車時に点呼等の方法により障害児の所在を確認

○障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行する場合、障害児の自動車への乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認すること。

※ 送迎バスの運行の有無に関わらず、  
障害児が事業所の活動等で自動車に乗降する全ての機会において必要

※ 令和5年4月1日から義務

## 自動車を運行する場合の所在の確認

(対象: 児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

### 2 送迎車両への安全装置の装備

○障害児の送迎を目的とした、座席を3列以上有する自動車（運転席、助手席を含む）を日常的に運航するときは、当該自動車にブザー等車内の障害児の見落としを防止する装置（安全装置）を備え、当該装置を用いて、障害児の降車時の所在を確認すること。

※ 2列以下の自動車を除くすべての自動車が**原則義務付け対象**

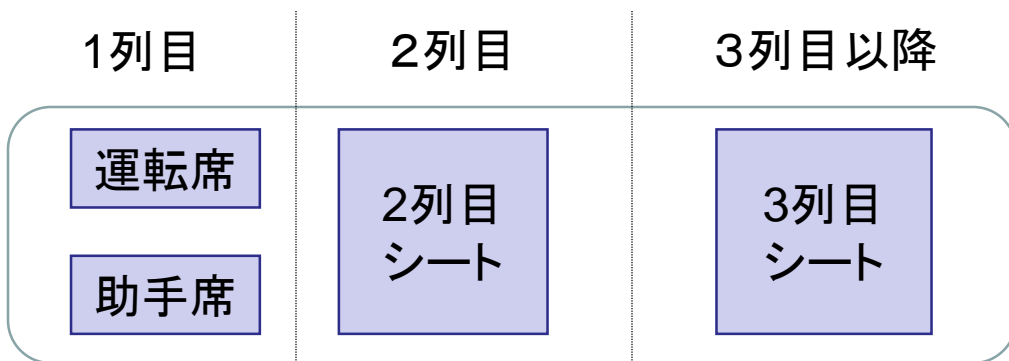
※ 3列目のシートを使用していない場合であっても**原則義務付け対象**

※ 義務付け対象自動車のイメージは次ページ

※ **令和6年4月1日から義務**

# 安全装置の装備の義務付けの対象となる自動車のイメージと例外のイメージ①

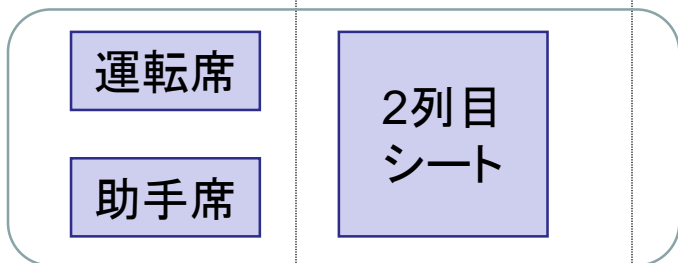
①対象



人が座るシート等

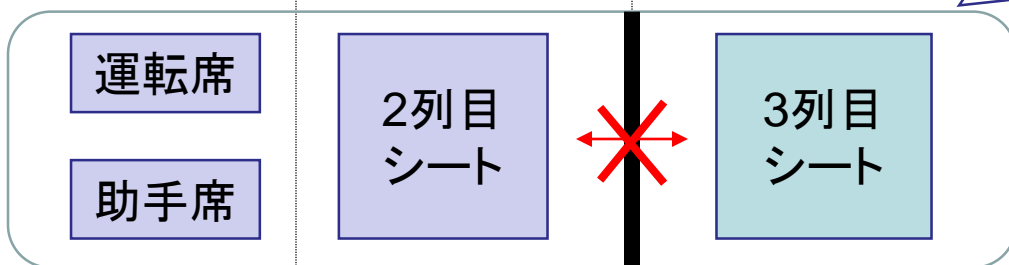
人が座らないシート

②対象外



園児が確実に3列目以降の座席を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目移行を隔絶するなどしており、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は対象外。ただし、少し触ると取り外せる柵などであれば対象外とはならない。

③場合による



※対象外とするかどうかは機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、慎重に判断します。



# 安全装置の装備の義務付けの対象となる自動車のイメージと例外のイメージ②

<福祉車両>

1列目

2列目

3列目以降

人が座るシート等

人が座らないシート

④対象

運転席

助手席

2列目  
シート

3列目  
シート

2列目以降全て車椅子で、全員が後部から乗車するなど、乗降の際の死角がない運用であり、現実的に見落としの恐れがないと考えられる場合は対象外。ただし大型車両の場合は対象外とならない。

⑤場合  
による

運転席

助手席

車椅子

車椅子

車椅子

車椅子

※年間通じて乗車時間が間違いなく1人という場合は対象外となる。

※対象外とするかどうかは機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、慎重に判断します。

## 安全装置の仕様に関するガイドライン

### 【取り付ける安全装置の種類】

国土交通省ガイドラインを満たした安全装置であることが必要

内閣府ホームページにて、ガイドラインを満たした装置をリスト化して公表されています。

内閣府ホームページ「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>